

明和町総合建設計画審議会事項書

日時：令和2年8月4日（火）

午後7時00分～

場所：いつきのみや地域交流センター

1. 開会あいさつ
2. 委嘱状交付
3. 役員選出
4. 総合計画について
5. 第6次総合計画の策定について
6. 閉会

明和町総合建設計画審議会委員名簿

敬称略

	名 前	役職名	備 考
識 見 を 有 す る 者	豊福 裕二	三重大学人文学部法律経済学科 教授	
	西井 正	多気郡農業協同組合 代表理事組合長	
	山中 敬輔	明和町商工会 青年部長	
	古市 明伸	伊勢湾漁業協同組合 三重県黒海苔養殖研究会委員	
	坂谷 隆徳	大淀工業団地協議会 会長	
	東谷 泰介	明和町観光協会 理事	
	嵐 仁志	済生会明和病院 事務部長	
	辻 雅大	明和町校長会OB	
	中瀬 正実	明和町人権を守る会 会長	
	山田 奏	明和町社会福祉協議会 地域福祉係長	
	千田 良仁	皇學館大学現代日本社会学部教授 (町地方創生アドバイザー)	
住 民 の 代 表	濱口 行生	大淀地区自治会長 代表	
	林 敏夫	明星地区自治会長 代表	
	世古口 文子	めいわ市民活動サポートセンター 理事長	
	堰 江里	若い世代 公募枠	
	山中 謙志郎	若い世代 公募枠	
臨 時 委 員	伊豆 千夜子	明和町議会総務産業常任委員会 委員長	
	高橋 浩司	明和町議会総務産業常任委員会 副委員長	

改正

昭和46年12月28日条例第28号

昭和47年7月1日条例第16号

平成12年3月17日条例第8号

平成13年3月23日条例第2号

平成21年6月17日条例第16号

平成30年3月23日条例第1号

明和町総合建設計画審議会条例

(設置)

第1条 総合建設計画行政の円滑な運営をはかるため、明和町総合建設計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 農村地域への工業の導入の促進に関すること。
- (2) その他町長が総合的な建設計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 11人以内
 - (2) 住民の代表 5人以内
- 2 前項第1号につき任命される委員の任期は2年とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年7月1日条例第16号)

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第8号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月17日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第6次明和町総合計画策定方針（素案）

1 主旨

本町は、昭和33年の町制施行から5次にわたりまちづくりの長期指針として総合計画を策定してきました。現在の第5次総合計画では「人と地域の活力の創造」を基本理念に掲げ、多くの施策に取り組んでいます。

国内では、出生率の低下により少子化が進行し、総人口は減少に転じている中、東京都など首都圏への一極集中はより加速しています。本町の人口は、これまでの微増から約2万3千人を維持する傾向となっています。しかしながら、今後は、町においても少子高齢化の進行に伴う人口構成の変化や人口減少時代の到来を背景とした多くの課題に直面することが想定されます。

総合計画については、その基本部分である「基本構想」に関して、議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、自治体の独自の判断に委ねられることとなりました。しかしながら、総合計画は、町の総合的かつ長期的な行政運営の指針であり、その将来像を町民と共有することが持続可能なまちづくりには重要な要素です。このような状況を受け、本町では、総合計画基本構想を議会の議決すべき要件に定め、町議会の議決を経て策定することを予定しています。

今後も、町民の声に耳を傾けながら、これまで以上に活気に満ちた、住みよさを実感できるまちを目指し、新しい地域経営計画である「第6次明和町総合計画」を策定するものです。

2 構成及び計画期間

ア 基本構想

将来のまちづくりのあり方やまちの姿といった「共有すべき目標（基本理念や将来像）」を示します。基本構想は、まちづくりにおける最上位のビジョンであるため、町民の代表である町議会の議決を経ることとします。

計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

イ 基本計画

基本構想に示す基本理念やまちの将来像を具現化するために必要な施策を体系的に定めます。基本計画では、成果を数値で表す指標を設定するとともに目標値を定め、その目標値を達成するために必要な施策を明らかにします。計画期間は、基本構想と同じ10年間としますが、これまで同様、5年ごとに前期計画・後期計画を策定し、あらゆる情勢に対応できるようフレキシブルな計画を策定することとします。

ウ 実施計画

基本計画で定められた施策に基づき、実施する事務事業を単年度ごとに定めます。計画期間は5か年とし、毎年度見直しを行うローリング方式により策定します。また、これまで同様PDCA(Plan・Do・Check・Action)サイクルを維持するとともに、KPI(重要業績評価指標)¹も取り入れながら効果的な計画を進めていきます。

3 策定にあたっての基本的な考え方

(1)「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」を進化させる計画

第5次総合計画で取り組んだ内容や成果を活かし、さらに進化した計画を策定します。本町の持つ資源を有効活用し、本町の可能性を最大限に高めるため、先端技術を活用したまちづくりや広域連携の強化などを通じて、町民が住み続けたいと思うまち、戻ってきたいと思うまちづくりをめざし、将来に夢や希望を持つことができる計画とします。

(2)計画の柱(大綱等)

基本構想の中心となる計画の柱については、第5次では7つの大綱(「福祉・健康」「人権」「環境」「活力」「機能的」「豊かな人間性と文化」「協働」)を定めて計画を策定しました。第6次では5～8程度の柱を定めて計画を組み立てていく予定です。

(3)計画策定におけるキーワード

刻々と進化している時代に対応するため、下記のキーワードを基に計画策定を検討します。

①安全安心の暮らしを守る(国土強靱化、感染症対策、防災減災対策、定住化促進)

②町人口維持・増加、関係人口の創出・拡大

③Society5.0²(ICT³・AI・キャッシュレス等の導入、DX⁴も含む)

¹ 目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するための定量的、中間的な指標。

² Society5.0:一言で述べると「超スマート社会」。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

³ ICT:情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなど。

⁴ DX、デジタル変革(デジタルトランスフォーメーション):企業がデータやデジタル技術を活用し、組織やビジネスモデルを変革し続け、価値提供の方法を抜本的に変えること。

④SDGs⁵

⑤PFI・PPP⁶導入(事業計画段階からの検討)

⑥行財政改革(歳入確保、人材育成、経営的視点、RPA⁷導入)

⑦広域連携強化(スーパーシティ⁸、MaaS⁹、定住自立圏、市町交流)

(4) 町民参画によるわかりやすい計画

本町が目指す将来像を町民と行政が共有できるよう、町民の意見を反映した計画を基本とし、策定後も町民と行政が一体となったまちづくりができる計画とします。また同時期に策定する第2期明和町総合戦略との整合性も保ちつつ、効果的な施策を展開できるような計画とします。

(5) 時代の転換期を見据えた計画

第5次総合計画までの施策のうち、効果があった施策は引き継ぐとともに、財政の硬直化や町における人口構成の変化、先端技術の進化など今後想定される転換期も見据えた持続可能なまちづくりを推進する計画とします。

⁵ SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」:2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標。

⁶ PPP:公民が連携して公共サービスの提供を行う計画。PFI:PPPの手法の一つで公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

⁷ RPA:バックオフィス業務などをはじめとする単純事務業務をソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する取り組み、およびその概念。

⁸ スーパーシティ:AIやビッグデータを活用し、社会のあり方を根本から変える未来都市設計の動きが国際的に進展していることを鑑み、第四次産業革命を体現する世界最先端都市の創生を目指して内閣府が基本コンセプトの取りまとめている構想。

⁹ MaaS:ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスとしてとらえ、シームレスになぐ新たな「移動」の概念。

(6) 戦略性の高い改善・改革を意識した計画

戦略的地域経営という視点から、前例踏襲の考え方に陥ることなく、選択と集中による有効性と効率性に留意したメリハリのある計画とします。

4 策定体制

(1) 町民参画

町民・事業者・関係団体の意見を反映するため、策定までのプロセスを重視し、各段階において、多元、多層の町民参加をめざします。

ア 総合建設計画審議会での審議

イ 町民アンケート(令和元年度実施済)

ウ パブリックコメントの実施

エ 議会委員会等での意見反映

(2) 審議機関

明和町総合建設計画審議会条例に基づき明和町総合建設計画審議会を設置し、計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行います。

(3) 町議会

ア 策定にあたり、令和2年12月議会に議案を提出し、本条例を根拠に基本構想について、令和3年3月議会へ提案する予定です。

イ 計画策定過程の各段階において、各委員会並びに全員協議会で進捗状況等を報告するとともに、議会からいただいた意見を計画に反映します。

(4) 庁内策定体制

ア 課長会議

3役・課長級職員を中心に構成し、基本構想及び基本計画の素案を審議し、総合計画の原案を策定します。

イ 基幹計画策定検討会議

町内部の策定組織として、総合計画のほか、各計画の素案を調整します。5つの専門部会を設置し、それぞれの計画の連携をはかります。

ウ 総合計画策定部会

各課代表の係長級で構成し総合計画の案を策定します。PDCA サイクルの確立や各課の事業の精査などについても検討します。

エ 事務局

第6次明和町総合計画策定に係る総合調整等の事務は、まちづくり戦略課が担当します。

5 主な策定スケジュール

- | | | |
|----------------|----------------------|-----------------|
| 令和2年8月 | 第1回総合建設計画審議会 | 委嘱、役員選出 |
| 令和2年10月 | 第2回総合建設計画審議会 | 町長より諮問、基本構想案を提示 |
| 令和2年12月 | 第3回総合建設計画審議会 | 基本構想修正案を提示 |
| 令和2年12月 | 議会定例会 | 総合計画議決案件として条例改正 |
| 令和2年12月 | 議会委員会で基本構想修正案を協議 | |
| 令和2年12月～令和3年1月 | 基本構想案に係るパブリックコメントの実施 | |
| 令和3年1月～2月 | 総合建設計画審議会より答申 | |
| 令和3年3月 | 議会 | 基本構想(案)上程・議決 |

